

パブリックコメントで頂いた御意見

※頂いた御意見の本文について、基本的に、氏名等の個人情報保護などの処理を行った上で公開しております。

- ・提出者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の「不開示情報」に該当する箇所

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2017年2月28日火曜日 12:06
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 【案件番号:155170501】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号:
201702280000401013)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201702280000401013
受信日付 : 2017/02/28 11:14:09

案件番号 : 155170501
案件名 :
リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について 答申 (案) に関する意見募集について
宛先府省名 : 国土交通省

郵便番号 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
氏名 : [REDACTED]
連絡先電話番号 : [REDACTED]
利用者メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

私が気になったのは

「東アジア諸国の急速な経済成長を踏まえ、日本海側とともに九州 23 においてアジア・ユーラシアダイナミズムを
取り込むゲートウェイ機能の強化を図る 24 ことが重要とされた。」

です。

くれぐれも中華人民共和国の資本を入れこまないようにお願いします。

彼らは「日本侵略は核心的利益」と公言しております。

それから水源地を売るのを即止めて下さい。売った土地は買い戻して下さい。特に外国人。外国人が水源地を買うと
いうことは大問題です。国体を護るために真剣に取り組んでいただきたいです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000343737

1127管理型の水の安定供給に向けた^水資源開発基本計画のあり方に関する意見

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

- ⑤ 講師
- ⑥ 59
- ⑦ 女

⑧ 節水機器が普及し、人口が減少していく時代には、水需要が減少の一途であることは明らかである。7ルプランの役割は終わっている。7ルプランの延命は無意味であり、水資源開発促進法と共に利根川を水源とする各水系の7ルプランを廃止するべきである。

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2017年3月6日月曜日 18:05
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 【案件番号:155170501】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号:
201703060000403884)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703060000403884
受信日付 : 2017/03/06 17:13:25

案件番号 : 155170501

案件名 :

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について 答申 (案) に関する意見募集について
宛先府省名 : 国土交通省

郵便番号 : [REDACTED]

住所 : [REDACTED]

氏名 : [REDACTED]

連絡先電話番号 : [REDACTED]

利用者メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

3 計画を策定するうえでの留意点

(1) 危機時において必要な水を確保するための施策の展開
ならびに

(2) 水供給の安全度を確保するための施策の展開

において地下水の有効利用を国としてより強固に推進すべきと考えます。

理由

1 東日本大地震、熊本地震時において地下水を膜処理して施設では当該病院
施設のみならず、付近の住民も生活水の供給を受けることができた。

2 国土強靱化法の下でも災害時のため水の2源化 (公共水道、専用水道ほか
) が提唱されているが、大規模施設においてこれを必ず設置するよう義務化する

3 地下水を公水として環境保護の観点から使用者に環境保護税的なものを導入する

4 近時、地方公共団体が (神戸市、京都市)、自らの上下水道事業の赤字対策として、専用水道に多額の負担金を導
入しようとする動きが拡大しており、この状態が続くと適正な地下水利用が阻害され、結果として貴重な地下水源が
活用されない。

5 水循環法の精神にもとずき、適切な地下水資源を国が協力を推進すべきと考えます。以上個人の意見として提出し
ます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000346050

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号	[REDACTED]				
④電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤職業	会社員	⑥年齢	62歳	⑦性別	男
⑧御意見	内容(該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				
該当箇所					
ページ	行				
12	32 ～ 34	<p>代替水資源としての地下水等の利用の可能性検討に関し、下記2点を提案致します。</p> <p>1. 既存施設の徹底利用という本答申案方針(10頁4-7行)推進の具体例として、『地下水利用の既設専用水道の活用促進』を盛り込むこと。</p> <p>2. 地下水利用専用水道の運営に抑制的影響を及ぼす規制について、それが大規模災害時に役立つ既存インフラという流れを断つ危険性も孕むことを付記すること。</p> <p><u>1. を意見させていただく理由</u></p> <p>①当該専用水道は、地震に強く非常時も飲適水の持続的供給が可能であり、3.11の東日本大震災及び熊本地震で当該専用水道を導入済の病院等では、水を絶たれることなく平常とおりの運営が行われた他、他病院入院患者の受入や他病院への水の搬送を実施した事実がかなりあるとのこと。</p> <p>②既設施設の活用促進という意味で、当該専用水道は全国各地に設置され、国土強靱化の民力活用として最も効率的なツールになると考えます。特に平時にも利用するインフラであることから、平常時から社会の耐力を向上させるという本答申に謳われている「持続的水利用社会」の構築にも資するものと考えます。</p> <p>③当該専用水道の設置先の半数近くは病院や介護施設であり、大規模災害等の危機時に、最も水を必要とする事業所であり、また近隣にも緊急時には水を供給することが容易な存在です。中には、自治体等と災害時の水供給に関する協定を結んでいる事業所もあると聞きます。</p> <p><u>2. を意見させていただく理由</u></p> <p>①近年、神戸市、帯広市等、地下水利用者に課金を求める自治体が増加しております。特に京都市は、専用水道者のみに限定し事業の存続を左右するような高額の負担金を科すことを検討していると聞き及びます。専用水道がバックアップ水源として公共水道を想定していることをその理由としているようです。</p> <p>②今後斯かる規制が各地で強まった場合、専用水道は運営の危機に曝され、民力を活用した、大規模災害時に役立つ既存インフラという流れが断たれてしまう危険があることから、答申には、斯かる視点による、大規模災害時の既存インフラが考え方もバランスをとって盛り込むべきと考えます。</p>			

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
② 電話番号	[REDACTED]				
③ 子メールアドレス	[REDACTED]				
④ 職業	無職 ([REDACTED]) [REDACTED] N P O)	⑥ 年齢	8 1	⑦ 性別	男
⑧ 御意見					
該当箇所		内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
ページ	行				
1 2	3 4	<p>「可能性を検討することが重要である」を →「可能性検討を遅滞なく実施し、重要性順で速やかに利用施設を設置する」</p> <p>「検討することが重要である」を →同上「 」</p> <p>以上2箇所、地下水資源の有効適正利用での震災等の断水被害防御対策の切り札としてぜひとも明示して欲しい。以下その理由。</p> <p>1、阪神淡路震災2か月の断水苦難は経験者以外分からぬ深刻さ。井戸に救われ開発され国連世界水会議（神戸）発表後技術進歩実績は熊本まで目覚ましい。</p> <p>2、必ず起こるとされる大震災予想研究では</p> <p>① 南海トラフ3連発なら修復には年単位約600日強の断水期間を要する。 (大都市大災害被害予測研究での京大防災研井内教授)</p> <p>http://www.ddt33.dpri.kyoto-u.ac.jp/katsudou/ddt33_sokatsu_pdf/sokatsu33_02.pdf</p> <p>今回貴答申原案参考資料6には2570万～3440万人との断水予想</p> <p>② 同上都心南部地震では1440万人の断水被害予想。修復超長期必至。この場合傷病者の発生が約16万人予想（国民防災会議資料。）に対し都内災害拠点病院は約80だけだがそのうち地下水専用水道を2元給水として保有する病院は希少。一般病院は東京では都条例規制でほぼゼロ。公営水道の要所緊急給水計画も道路途絶等必至と浄水破綻等絶望なお配管網修復は建設時の請負業者に命じる体制とかでは交通困難かつ作業員も被害者で想定外が続出となろう。</p> <p>人間は水が3日無ければ死ぬ。何としても実効ある対策を早急に実践必要。</p> <p>3、今回の「リスク管理型の・水資源開発基本計画・答申」への検討は最後の頼みの綱である。（水道関係者等の検討では管路等既存施設耐震強化等に落着くが完成まで経費面で超長期要で現実に実効無理。）震災大国日本では大地震は待ってくれない。日本人の命がかかっており提言審議を切望する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			
1 4	21.22				

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[Redacted]																							
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)																						
③電話番号	[Redacted]																							
④電子メールアドレス	[Redacted]																							
⑤職業	なし	⑥年齢	73	⑦性別	男																			
⑧御意見	内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)																							
該当箇所																								
ページ	行																							
答申 (案) 全 体に対 して		1 答申案は、水道用水および工業用水の需要が減少の一途を辿ってきていて、将来はますます縮小していく事実を無視している。 下図のとおり、全国の水道用水および工業用水の需要は減少の一途を辿っている。全国の水道の一日最大給水量は1994年度から2014年度までの20年間に一日当たり約1,100万 m^3 も減っている。一人一日最大給水量を400リットル/日と仮定すると、20年間で約2,700万人分の水道給水量が減ったことになる。今後は人口減少時代になることにより、水道用水の規模縮小に拍車がかかることは必至である。工業用水も減り方が凄まじい。1975年と比べると、2014年の使用量は2/3の規模になっている。下図で示した水道・工業用水の減少傾向は、利根川・荒川水系などの各指定水系でも同様である。																						
		<p>全国の水道の一日最大給水量の推移</p> <table border="1"><caption>全国の水道の一日最大給水量の推移 (単位: 万m^3/日)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>給水量</th></tr></thead><tbody><tr><td>1975</td><td>4,500</td></tr><tr><td>1980</td><td>4,900</td></tr><tr><td>1985</td><td>5,300</td></tr><tr><td>1990</td><td>5,600</td></tr><tr><td>1994</td><td>5,852</td></tr><tr><td>2000</td><td>5,500</td></tr><tr><td>2005</td><td>5,100</td></tr><tr><td>2010</td><td>4,800</td></tr><tr><td>2014</td><td>4,758</td></tr></tbody></table> <p>【注】上水道と簡易水道の合計を示す。 出典：日本水道協会「水道統計」</p>			年度	給水量	1975	4,500	1980	4,900	1985	5,300	1990	5,600	1994	5,852	2000	5,500	2005	5,100	2010	4,800	2014	4,758
年度	給水量																							
1975	4,500																							
1980	4,900																							
1985	5,300																							
1990	5,600																							
1994	5,852																							
2000	5,500																							
2005	5,100																							
2010	4,800																							
2014	4,758																							
		<p>全国の工業用水の使用量の推移</p> <table border="1"><caption>全国の工業用水の使用量の推移 (単位: 万m^3/年)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>使用量</th></tr></thead><tbody><tr><td>1975</td><td>3,704</td></tr><tr><td>1980</td><td>3,400</td></tr><tr><td>1985</td><td>3,200</td></tr><tr><td>1990</td><td>3,322</td></tr><tr><td>1995</td><td>3,100</td></tr><tr><td>2000</td><td>2,900</td></tr><tr><td>2005</td><td>2,700</td></tr><tr><td>2010</td><td>2,500</td></tr><tr><td>2014</td><td>2,457</td></tr></tbody></table> <p>【注】工業用水、井戸水、その他淡水の合計を示す。 出典：経済産業省「工業統計表」</p>			年度	使用量	1975	3,704	1980	3,400	1985	3,200	1990	3,322	1995	3,100	2000	2,900	2005	2,700	2010	2,500	2014	2,457
年度	使用量																							
1975	3,704																							
1980	3,400																							
1985	3,200																							
1990	3,322																							
1995	3,100																							
2000	2,900																							
2005	2,700																							
2010	2,500																							
2014	2,457																							

<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>2 水道用水および工業用水の規模縮小で水余りがますます顕著になっていく時代において新たな水資源開発事業は不要であるから、答申案は現在計画中および建設中の水資源開発事業の中止を求めるべきである。</p> <p>上述のとおり、水道用水および工業用水の需要が減少の一途を辿り、将来はますます縮小していくのであるから、新たな水資源開発事業が不要であることは明白である。それにもかかわらず、各水系で不要な水資源開発事業が推進されている。利根川・荒川水系では八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、豊川水系では設楽ダム、木曾川水系では木曾川水系連絡導水路、淀川水系では川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、筑後川水系では小石原川ダムなどの事業である。いずれも水需要縮小の時代において無用の事業であるから、答申案はこれらの新規水資源開発事業の中止を求めるべきである。</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>3 水需要が減少の一途を辿り、水余りが一層進行していく時代においてフルプラン（水資源開発基本計画）の役割は終わっているのであるから、根拠法である水資源開発促進法とともに、各指定水系のフルプランを廃止すべきである。</p> <p>各指定水系のフルプランは水資源開発促進法の目的に書かれているように、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであり、水道用水・工業用水の需要が減少傾向に転じた時点で、その役割を終わっている。答申案は、フルプランの延命策を講じるのではなく、役割が終わった各指定水系のフルプランとその根拠法である水資源開発促進法の廃止を求めるべきである</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>4 「リスク管理型の水の安定供給に向けた」という言葉で、役割が終わった各指定水系のフルプランの延命策をはかってはならない。</p> <p>今回の答申案は「地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時において最低限必要な水を確保するためには、・・・効果的な施策の展開を検討するよう留意する必要がある」と述べているが、これは、役割が終わった各指定水系のフルプランの延命策に他ならない。</p> <p>第5次利根川・荒川水系フルプラン〈2008年策定〉などの現在のフルプランも無理矢理、延命策が講じられたものである。フルプランは当初から水需要の実績と乖離した過大予測によって水資源開発事業の必要性を打ち出すものであったが、1990年代から水道用水・工業用水が減少傾向に転じたため、過大予測を行うにも限度が生じてきた。そこで、国は水資源開発事業を推進するための新たな理由をつくり出した。それはより厳しい渇水年（1/10渇水年）になると、ダム等の供給可能量が大幅に減るので、それに対応するためにも水資源開発が必要</p>

<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>だというものである。</p> <p>現行のダム等の開発水量は、利水安全度 1/5 で計画されているので、それより厳しい渇水が来ても対応できるように、利水安全度 1/10 での水需給を考える必要があるというものである。1/10 渇水年においてダム等の供給可能量が大幅に減るといふ国の計算結果は、ダム放流を過剰に行う恣意的な計算によるものであって、1/10 渇水年の話も虚構のものなのであるが、このようにしてフルプランの延命策が講じられてきた。</p> <p>今回の答申案「リスク管理型の水の安定供給に向けた」は、役割が終わった各指定水系のフルプランをさらに延命させることを企図したものであり、答申案の内容を根本から見直すべきである。</p> <p>5 目標年度を過ぎ、期限切れになっている各水系のフルプランを上位計画として国が水資源開発事業を推進している異様な事態を答申案はなぜ問題にしないのか。</p> <p>。</p> <p>利根川及び荒川、豊川、木曾川、淀川、筑後川のフルプランは目標年度が 2015 年度、吉野川水系は 2010 年度で、いずれも目標年度を過ぎており、期限切れになっている。この期限切れのフルプランを上位計画として、ハッ場ダム等の新規水源開発事業が推進されているのは異常である。法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、計画を期限切れのままにし、計画の裏付けなしで国がハッ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題である。国が法律を軽視した行為を公然と行うのは法治国家としてあるまじきことであるので、答申案はそのことを問題視すべきである。</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>6 川の自然を取り戻すため、ダム撤去や河口堰のゲート開放などを視野に入れた答申案にすべきである。</p> <p>過去のダムや河口堰といった水資源開発事業によって各河川の自然は大きなダメージを受けてきている。アメリカでは川の自然を取り戻すため、ダム撤去が数多く行われてきている。日本も水需要の縮小で、水余りが一層進行していく時代になっているのであるから、既設のダムや河口堰などの水資源開発施設がどこまで必要なのかを徹底検証して、必要性が稀薄な施設は撤去または運用の改善を進めるべきである。答申案はそのように川の自然を取り戻すことも目指すべきである。</p>

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③ 電話番号	[REDACTED]				
④ 電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤ 職業	無職	⑥ 年齢	76	⑦ 性別	男
⑧ 御意見	内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
該当箇所					
ページ	行				
すべてについて		<p>日本は急激な人口減少の最中にある。100年後には8000万人になるとも言われている。終戦直後の人口である。しかもそこで底を打つわけではない。さらなる減少が続くとすれば、いま打つべき手段は縮小し続ける社会の行き先を見極め、50年・100年かけて課題を解決することだ。</p> <p>目標 1.水需要予測を右肩下がりに変える。</p> <p>これまでの水源開発は果てしなく人口が膨張することを前提としてきた。私の住む茨城県の場合、想定県人口を2000年で400万人として八ッ場ダム、霞ヶ浦導水に参加したものを、まだ必要として強引に推進している。一方で県の基本計画は2020年人口を285万人と想定。現実には2017年度中に290万人を割るとも言っている。この誰でも分かる矛盾に終止符を打つべきだ。手立ては当事者が現実を認め、現状の計画を破棄し、現実に対応した水需給計画を立てるべきだ。</p> <p>目標 2.八ッ場ダム、霞ヶ浦導水の中止</p> <p>現実の水需要は2014年度で1日最大給水量は93.6万トンにまで減少している。いまだに改訂されずにある2006年度策定の「いばらき水のマスタープラン」は2020年度需要を133.8万トンとしている。一方で現時点での県の所有水源は169.8万トンにも達している。この上、八ッ場ダムの9.4万トン、霞ヶ浦導水の55万トンの処置はどうするのか。解は直ちに八ッ場ダム、霞ヶ浦導水からの撤退であり中止である。</p> <p>目標 3.市町村事業者の所有水源の確保</p> <p>県営水道は有り余る水源の処置として過大な供給契約を盾に市町村に県水を押し付けている。そのため事業者は自己所有の水源を放棄せざるを得なくなっている。人口が減少し過疎化が進む地域こそ水の地産地消が必要のはずだ。水源開発より遙かに小さな補助金で地下水などの簡易水道の改善を図り確保すべきだ。</p> <p>目標 3 危機管理水確保は地下水の保全。</p> <p>先の東日本大震災の折、茨城県の県営水道はすべて断水した。人々を救ったのは市町村の簡易水道(主に地下水)と個人所有の井戸水だった。県の危機管理水はまったく機能しなかった。もっともお題目でしかなかったが。国が国民の命の水を</p>			

確保するのなら、地下水の保全こそ第一にすべきだ。

目標 3 ダムや堰などを出来る限り減らし、自然を川に取り戻す

人口が1億人に至らなかったころの河川の風景を考えて欲しい。今ある多くのダムや堰、コンクリート3面張りの用水路はなかった筈だ。当時に比べ水道は節水機器が普及し、工業用水は循環式になり、休耕田が沢山ある。例え人口が8000万人としても、これから迎える8000万人社会の水需要は格段に小さくなるはずだ。一方で自然は観光など、かつては考えられなかった観光資源として国の経済を支えることは疑うべきもない。自然を河川や湖沼に取り戻すことこそ100年の計ではないか。

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2017年3月7日火曜日 18:05
宛先: 水資源計画課窓口
件名: 【案件番号:155170501】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703070000404168)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703070000404168
受信日付: 2017/03/07 14:21:19

案件番号: 155170501

案件名:

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について 答申(案)に関する意見募集について
宛先府省名: 国土交通省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

2 ページ 28 行

発生頻度は低いものの、水供給に影響の大きいリスクとして、火山噴火やテロ等についても考慮しておく必要があるのではないのでしょうか。

11 ページ 25 行

管路の二重化、連絡管、水道施設の耐震化などは、水道事業者が従前から取り組んでいる施策であり、予算不足により取り組みが遅れているものと認識しています。ここに改めて記載されている意味合いは、この施策に追加の財政支援を行うことを示しているのでしょうか。

11 ページ 25 行

ハード対策は配管網など全体の冗長性を高める整備方針よりも、災害拠点病院や災害対策本部、避難所など、非常時に重要機能を担う拠点毎に優先順位をつけたうえで社会資本を整備していくべきではないのでしょうか。

11 ページ 25 行

管路の二重化、連絡管等の管路の冗長性を高めるための投資は、広く一般市民の水供給途絶リスクを低減する施策と理解しますが、施設維持管理の財政負担を次世代に負わせることとなります。人口減少下においては、適切な投資とは言えないのではないのでしょうか。

12 ページ 32 行

代替水資源として地下水及び雨水・再生水の利用の可能性を検討する、とありますが、具体的に計画を進める際には、非常時に重要機能を担う拠点毎に優先順位をつけて社会資本を整備していくべきという考え方でもって、他省庁や地方自治体、民間においてすでに導入が進んでいる以下のような事例を十分に研究し、反映して頂くことを要望します。

文科省「国立大学附属病院施設の防災機能強化に関する報告書」

井水等を病院の断水対策として活用している事例 69～74 ページ

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/11/01/1378595_5.pdf

内閣官房「国土強靱化 民間の取り組み事例集」抜粋版

(株式会社ウェルシィ 資料内に近江八幡市、世田谷区、浦安市など自治体での取組事例の言及あり)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/h28_minkan/pdf/2109.pdf

以上です。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000346298

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③ 電話番号		[REDACTED]				
④ 電子メールアドレス		[REDACTED]				
⑤ 職業		公務員	⑥ 年齢	33	⑦ 性別	男性
⑧ 御意見						
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
ページ	行					
7	25	「ただし、現在までに…必要である。」とあるが、水需給の安全度は、開発水量に応じた水利権が認められて初めて達成できるものだと考えられる。このためには、単純に水需要に応じた水利権ではなく、開発水量に応じた必要な安全度を達成できる分の水利権の許可を認めるべきと考える。				
7	31～33	「計算上の…一致しているとは言えない」とあるが、具体的に何を言いたいのかわかりにくい。水資源施設の規模に問題があるのか、実際の運用方法に問題があるのか、どうしたら改善できるのかまで含めて、方向性を明確にするべきである。				
8 ・15	27～32 9～14	必要な安全度は、地方公共団体等が地域の実情を反映し、その責任において決定し、フルプランに反映するべきと考える。				
11 ～12	20 3	高度経済成長とともに整備された水インフラ施設の老朽化は深刻であり、事故が発生すれば、都市活動や市民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある。老朽化施設の更新について、補助制度の拡充を行い、対策を加速するべきだと考える。				
13	16～23	「節水呼びかけ」だけではなく、増加し続ける需要に追い付き、水が当たり前に使える時代だからこそ、水資源施設のストック効果を積極的に情報発信するべきである。				
13	24～28	基本戦略でもある「既存施設の徹底活用」を行うためには、運用や転用を円滑に進めるための柔軟な水利制度が必要だと考える。他用途への転用や農業用水の合理化等で生み出された新たな水利権について、需要期と非需要期において水利権量を変動させる期別取水等を認めるよう盛り込むべき。				

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
	[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED]			
④電子メールアドレス	[REDACTED]			
⑤職業	なし	⑥年齢	71	⑦性別
⑧御意見	内容 (該当箇所ごとに簡潔に記述してください)			
該当箇所				
ページ	行			
1~10		<p>私が居住する地域、愛知県東部からみて、中央の水資源政策の展開において、目標年度を過ぎたフルプランについて何の総括もしないで新たなフルプランの原案を準備されていることに大変驚かざるを得ません。</p> <p>2006年に全部変更し、設楽ダムを水源施設として位置付けた豊川水系フルプランの目標年度は2015年でした。目標年度を過ぎた現時点で、愛知県が水道用水の水源として設楽ダムに使用権を設定したことが正しい政策決定であったのか、私たちは県民の立場から再検証をいたしました。</p> <p>設楽ダム建設事業の目的、新規の水源開発として水道用水 600 万 m³、かんがい用水 700 万 m³、合わせて 1300 万 m³ がダムの利水容量とされています。これらは 2006 年の豊川水系フルプラン (目標 2015 年) 水需要想定に基づいています。</p> <p>フルプランの水道用水の需要想定は 1 億 4200 万 m³/年で、2014 年の実績 8500 万 m³/年に対して 1.67 倍、水道用水と工業用水を合わせた都市用水では、実に 1.9 倍もの過大な想定であったことが実証されました。新規の水道用水源を開発する必要がないことは明らかです。</p> <p>設楽ダムの必要性の根拠とされた 2/20 かつすい年には既開発水源の供給能力が 62%まで低下するとの想定値 (都市用水の安定供給可能量) でさえ、実績の 1.6 倍も大きいことが明らかになり、設楽ダムが水道用水 (都市用水) の水源として必要であるとの根拠は全て崩れ去りました。</p> <p>設楽ダムの特定多目的ダム法上の唯一の根拠として、水道用水源の開発が位置付けられているのですから、これが不必要なことが分かった時点で設楽ダム事業は白紙に戻さねばなりません。</p> <p>なお、かんがい用水については実績が 2003~2012 年の平均で約 1 億 9,300 万 m³/年であり、フルプラン 2015 年需要想定 of 1 億 7,740 万 m³/</p>		

		<p>年と比較すると、実績の方が上回っています。いっぽう、耕地面積については実績が 2000 年の 15,277ha から 2015 年の 14,401ha へと減少していますが、フルプランでは 17,800ha と過大な想定となっています。かんがい用水の取水実績は豊川総合用水事業完成以後の既開発水量 1 億 9,710 万 m^3/年の範囲内に収まっていますが、この間耕地面積は大きく減少し、減少の大半がかんがい用水を多量に消費する水田であることを考慮すれば、現状は使い過ぎ状態にあることは明らかです。使い過ぎの原因を明らかにし、かんがい用水を減らす工夫をすることを第一に実行すべきです。使い過ぎを放置して新たな水源ダムを造ることは、栓の抜けた風呂桶に水を汲むのと変わりありません。豊川用水の 65%はかんがい用水が占めていますから、この節水の工夫こそ、水源対策の最も重要な課題であり、かつすい対策の切り札になるものと判断されます。いずれにせよ、目標年度を過ぎた現行フルプランの総括をしないで、新たな計画作りを進めることはもってのほかです。</p>
--	--	--

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]				
④電子メールアドレス	[REDACTED]				
⑤職業	無し	⑥年齢	63	⑦性別	男
⑧御意見	内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
該当箇所					
ページ	行				
全体		<p>【国土審議会自らが「今後の水資源政策のあり方について」について審議していない瑕疵がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土審議会 水資源開発分科会は、2015年3月に「今後の水資源政策のあり方について」答申した。 http://www.mlit.go.jp/common/001084369.pdf しかし、国土審議会令第2条第1項により水資源開発分科会の所掌事務は、水資源開発促進法の規定により国土審議会の権限に属させられた事項に限られる。 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12SE298.html 「国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること」は、水資源開発分科会の所掌事務ではない。（国土交通省設置法第7条） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO100.html 「今後の水資源政策のあり方について」は、「国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策」であり、水資源開発分科会の所掌事務ではない。 筋論から考えても、委員30人のうち国会議員が10人（衆議院6人、参議院4人）を占める国土審議会が国土の利用、開発及び保全に関するグランドデザインを描き、その中で個別法の存在意義について調査審議し、各分科会は、個別法が国土審議会の所掌事務としているものについて、国土審議会から付託されて調査審議するというのが国土審議会に関する法令の建て付けであると思われる。 			

		<ul style="list-style-type: none"> ● 国土審議会の構成員が定員30人のうち10人が国会議員であることの意味は、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策については、国土審議会が分科会に付託せずに自ら調査審議するということである。 ● 本答申（案）は、国土審議会が自ら審議した「国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策」を具体化する形で提言すべきところ、そのような手続を経ていないので違法である。
		<p>【水資源開発分科会は越権行為をしている】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水資源開発促進法は、用水供給の緊急性を要件としているところ、本答申（案）は、緊急性という要件から離れてリスク管理型の水の安定供給に向けたフルプランの在り方を提案している。つまり、法律を変更しなくてはできないことを提言しているが、水資源開発分科会には、水資源開発促進法の改廃に言及する権限は与えられていないと思う。与えられているなら、同法の廃止を提言すべきである。
		<p>【法律の目的を計画で変更して法律と計画と水源開発事業を延命させることは許されない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水資源開発促進法の目的は、「水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進」である。「利用の合理化」とは、水利権の用途間又は用途内転用のことだが、フルプランには言葉が書かれているだけで、計画性をもって執行されているわけではない。 ● 水資源開発促進法の立法事実は、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加」（第1条）と「広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある」（第3条第1項）ことである。 ● 本答申（案）がやろうとしていることは、立法事実の存否を検討する場も設けず、立法事実から離れてフルプランの目的を勝手に設定し、法律と整備中のダム事業等の延命を図ることが明白に読み取れるが、許されることではない。 <p>【根拠法に存在意義がないため、答申（案）には書く必要のないことばかり書かれている】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道のリスク管理は、新水道ビジョンで書いてあるし、不足があるなら、改訂すればよい。工業用水と農業用水をどうするかは、経済産業省と農林水産省が縦割りで検討しても問題ない。「利用の合理化の促進」はやればいいのであり、フルプランに書く必要はない。

		<p>【ウォータープラン（全国総合水資源計画）21やフルプランが総括されていない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今後の水資源政策のあり方について」答申案に対する意見への国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応のp11で「現行のウォータープラン21は、本答申を踏まえて、評価がなされるものと考えています。」(p11)と書かれているが、ウォータープラン21の総括や評価はなされていない。意見提出者を欺いて事業を進めることは、パブリックコメントの趣旨（行政手続法第42条）に背くものであり違法である。 <p>http://www.mlit.go.jp/common/001084372.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでのフルプランが総括されていないことは不当である。例えば、利根川・荒川水系フルプランにおいては、「水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努める」とか「本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮する」などとよいことが書いてあっても、無視されてきたことへの評価があつてしかるべきである。 <p>http://www.mlit.go.jp/common/001021585.pdf</p>
		<p>【水資源開発促進法の廃止が検討されていない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記水資源開発分科会としての見解・対応のp12で、「水資源開発促進法を廃止すべきとの意見」について「本答申は、今後の水資源政策のあり方をとりまとめたものであり、個別の制度については今後検討されることとなります。」と書かれているが、水資源開発促進法の廃止が検討されていない。期待された「抜本的な制度の見直し」もなされていない。意見提出を欺いて事業を進めることは、パブリックコメントの趣旨に背くものであり違法である。 資源開発促進法は、立法事実が喪失しており、廃止すべきであるにもかかわらず、検討の場さえ設けられないのは不当である。
		<p>【本答申（案）のねらいはダム事業の継続である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本答申（案）のねらいは、思川開発事業、八ッ場ダム等の「現行計画のもとで進められている水資源開発施設の建設については、地域における水需給の実情に応じて、利水目的毎の事業評価等の結果を踏まえて、次期計画のもとで着実に推進する必要がある。」ことを宣言することである。（「次期水資源開発基本計画策定の考え方（案）説明資料」P45、本答申（案）p13も同旨） <p>http://www.mlit.go.jp/common/001169848.pdf</p>

		<ul style="list-style-type: none"> その他の記述は、この本音をカムフラージュするものにすぎない。
		<p>【水資源開発促進法及びフルプランはダム事業を進めやすくするための道具である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年3月3日の参議院予算委員会で自民党の脇雅史議員が水資源開発促進法に基づく基本計画に八ッ場ダム完成が盛り込まれていると指摘し、民主党政権に中止の撤回を迫ったことから分かるように、同法及びこれに基づくフルプランは、国民と財政当局に対し、一度計画に載せたダム事業は、容易に止めることができないことを説得するための道具である。
		<p>【国のダム政策は「逃げ水」である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川官僚は、人口が増加し、産業が発展するからダム開発を進めると言い、人口が減少を始め、経済成長が止まると、開発水量が渇水年には目減りするからダム開発を進めると言い、それでも水余りになると、異常気象やリスク管理を考慮してダム開発を進めると言い、ダムの適地がなくなるまでダム開発をやめようとしな。まるで「逃げ水」である。水資源開発分科会は、ダム官僚の利権のための作文にお墨付きを与えるべきではない。
		<p>【「低廉」の観念が欠けている】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本答申（案）は、厚生労働省の分野に手を突っ込んでかき回す割には、水道法の目的の一つである「低廉な水の供給」という観念が欠けている。 このことは、「先の答申」でも指摘されていた（意見 No.7 1）が、貴分科会は、「水道法の目的にある「低廉」については、安定して利用できる仕組みをつくることの一部であると考えており、（「今後の水資源政策のあり方について」答申案）2 ページ 22 行目において「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと」を今後の水資源政策の基本理念として掲げたところす。」という意味不明の見解を示して煙に巻こうとした。 今後人口が減って料金収入が減るのに、水道事業者が水源開発事業に参画すれば、経営が破綻することを真剣に考えるべきである。

1	4	<p>【「意図的な渇水騒ぎ」の疑いもある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(2016年)は関東地方及び四国地方をはじめとする全国の広い範囲で渇水となった。」とあるが、利根川水系では「意図的な渇水騒ぎ」の疑いもある。降雪量が少ないことは分かっているのだから、放流ルールを変えればよいのに、従来の放流ルールでダムから放流したのであるから「つくられた渇水」という一面もある。 また、利根川水系では、取水制限20%でも渇水による被害は出ていないのであるから、マスコミが国土交通省の広報に乗せられて騒ぎすぎた。
		<p>【取水制限は渇水被害ではない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ちなみに、先の答申について「少々の取水制限は実質的な市民生活への影響はないことから、取水制限は回避すべき渇水被害ではない」との意見を国民が提出したところ、水資源開発分科会の見解は、「水道用水に関してはプールの使用中止に伴う学校教育等への支障、農業用水に関しては生育の不良、工業用水に関しては水温上昇によるランニングコストの増加等、低率の取水制限であったとしても、幅広い範囲で市民生活への影響がある」というものだった。 <p>http://www.mlit.go.jp/common/001084372.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> とんでもないごまかしだ。取水制限とは、取水の制限であり、減圧給水さえしていない状態だ。実害が出ているとすれば、給水制限に至っているということだ。 本当に取水制限で上記被害が出たというなら、いつ、どこで発生した被害なのかを明らかにすべきだ。
1	19	<p>【国土審議会令違反がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(2013年)10月22日、国土交通大臣から国土審議会長に対して「今後の水資源政策のあり方について」諮問され、水資源開発分科会及び調査企画部会において13回に及ぶ調査審議を行った」ことは、国土審議会令第2条第1項に違反する。

2	1	<p>【「ダム開発を続けるにはフルプランの更新が必要」は露骨かつ本末転倒】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水資源開発水系において引き続き水資源政策を進めていくためには、水需給の状況についての検証を踏まえた新たな計画の策定が必要となっている。」という記述は、「ダム開発ありき」の本音が出ている。
2	6	<p>【暫定水利権はダム開発の口実になっている】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「依然として不安定取水が残っている地域が存在する」とあるが、安定水利権と同様の実績があるのが普通なのだから、ダムは必要ない。ただし、ダム建設負担金を払った者とのバランスから、負担を課すことは必要と考える。 暫定水利権がダム開発の口実でないというなら、ダム開発の所管と水利権の所管を全く別にするなど、そうは見えないような形をつくるべきである。現行の組織体制は余りにも露骨である。
2	7	<p>【施設老朽化や地震はダムで防げない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水資源開発促進法とはダム開発を進めるための法律であるが、「水インフラの老朽化」や「南海トラフ地震や首都直下型地震の発生」はダムで防げないので書く意味がない。むしろ、そうした懸念があるなら、ダム開発なんかしている場合ではないことを書くべきである。
2	2 4	<p>【フルプランありきの議論は無意味】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「フルプランは大きく変わらなければいけない。」とあるが、ダム事業を続けるためにフルプランを更新することは本末転倒であり、やめるべきだ。

2	2 9	<p>【新水道ビジョンに任せるべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクにも対応しなくてはいけない。」とあるが、新水道ビジョンのカバーすべき問題であり、書く意味がない。
2	3 5	<p>【既存施設の徹底活用にフルプランは要らない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の徹底活用にフルプランがなくてもできるのであり、既存施設の徹底活用のためにフルプランを策定する必要はない。
3	8	<p>【ハード対策にダムは要らない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保」とあるが、ハード対策にダムは要らないのであり、そうであれば、ソフト施策だけをフルプランに書く意味はない。国土交通省は、ダム開発の時代は終わったことを認めるべきである。
4	3 0	<p>【安定供給のレベルを上げていけばきりがない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水の安定供給を図っていくことは、引き続き我が国全体における重要な課題である。」とあるが、東京都は2015年度の一日最大給水量470万m³/日に対して224万m³/日(約1.48倍)という大量の余裕水源を抱えているのに、渇水が起きているのだ、安定供給のためには八ッ場ダムが必要だと言っている。際限のない計画はいい加減断ち切るべきである。 <p>(東京都の保有水源)</p> <p>http://yamba-net.org/problem/mokuteki/demand/</p>
5	1 4 3 0	<p>(大規模災害に対する水インフラの脆弱性)</p> <p>(水インフラの老朽化)</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれもダム建設で対応できるものではなく、書く意味がない。 なお、ダムの改築は、やればよいのであり、フルプランと水資源開発促進法を延命させる理由にならない。

6	1 0 3 5	<p>(地球温暖化に伴う気候変動リスク)</p> <p>(水供給に影響が大きいリスクへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設で対応できるという根拠はなく、書く意味がない。 「危機的な渇水」については、ダム建設で対応できるという反論が予想されるが、上記のとおり、東京都では水源に5割の余裕があっても「取水制限という渇水被害」が起きるのであるから、費用対効果が成り立たない。 																																																												
7	1 4	<p>【供給目標量を書かないのは違法である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「現行フルプランでは、増加し続ける需要に供給が追いつかない状態を脱しつつある状況を踏まえ、定量的な「供給目標量」は定めず、「地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にする」という定性的な供給目標を掲げている。」が、水資源開発促進法第5条第1号に違反し違法である。 2008年に定量的な数値目標を掲げることを放棄した時点で水資源開発促進法は破綻している。 																																																												
8	1	<p>【被害が出ていないことやダムから漫然と放流したことを無視している】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「6月中旬から取水制限を余儀なくされた。」とあるが、被害が出ていないことやダムから漫然と放流したことを無視しており、不当だ。 																																																												
8	9	<p>【今後はもっと予測を外すのか】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今後の需要と供給の見通しを巡っては、過去に経験のない不確定要素が存在している。」とあるが、これまで国土交通省は下記のとおり予測を外しまくってきたのに、その反省もなく、これからはもっと予測を外すと宣言するのは厚かましすぎる。 <div data-bbox="427 1361 954 1758" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>1日平均水量 (万m³/日) の推移と予測</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績値</th> <th>長期水需給計画の予測</th> <th>WP2000の予測</th> <th>WP21の予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1965</td><td>1500</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1970</td><td>2000</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1975</td><td>2500</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1980</td><td>3000</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1985</td><td>3500</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1990</td><td>4000</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1995</td><td>4200</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2000</td><td>4300</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2005</td><td>4200</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2010</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2015</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【ウォータープランの想定と実績値のずれ(生活用水)】(梶原健嗣「戦後河川行政とダム開発」ミネルヴァ書房、2014年、56頁から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水需要予測は難しくない。予測者が意図的につり上げているだけだ。 </div>	年	実績値	長期水需給計画の予測	WP2000の予測	WP21の予測	1965	1500				1970	2000				1975	2500				1980	3000				1985	3500				1990	4000				1995	4200				2000	4300				2005	4200				2010					2015				
年	実績値	長期水需給計画の予測	WP2000の予測	WP21の予測																																																										
1965	1500																																																													
1970	2000																																																													
1975	2500																																																													
1980	3000																																																													
1985	3500																																																													
1990	4000																																																													
1995	4200																																																													
2000	4300																																																													
2005	4200																																																													
2010																																																														
2015																																																														

8	1 1	<p>【これまでも不確実性はあった】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水資源開発施設の供給可能量は、降水量の変動幅の増大、積雪量の減少、融雪の早期化等の要因によって計画時点よりも低下しており、計画した開発水量を十分に補給できずに水供給の安全度が損なわれている。また、気候変動の影響によって将来の供給可能量はさらに減少する可能性があるが、定量的な予測には不確実性が伴う。」とあるが、これまでも不確実性はあったが、まともに予測すれば、それでも減少することは分かっていたことを無視している。
8	1 5	<p>【放流ルールを変えるべきだ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪量の減少等により計画した開発水量を十分に補給できないなら、放流ルールを見直すべきである。
8	2 5	<p>【定量的な供給目標量を設定しないことは制度の破綻を意味する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たなフルプランにおいても、新たな水資源開発を必要とする「定量的な供給目標量」を設定する意義は薄い。」と言い出す時点で、制度は破綻している。 また、「定量的な供給目標量」を設定しないと言いながら、供給可能量にこだわることに矛盾を感じる。
9	1	<p>【供給可能量は机上の計算だ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「供給可能量を示し」というが、実際に行われていることは、ダム貯水量がゼロにならないのにゼロになるという机上の計算をしていたり、確保すべき流量として保護される既得水利権を正確に把握していなかったり（以上、木曾川水系において）、流入河川からの流入量を無視することにより確保すべき流量を過大評価したり、上流での還元流量を無視することにより河川流量を過小評価したり（以上、利根川水系において）しているなどの問題があり、「安定供給量」は確保すべき流量の設定の仕方で大きく変わる。このような事実に触れないのは不当だ。

9	5	<p>【効果の検証は虚構だ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、南摩ダムの検証では、利水の費用対効果は、44.3 である（思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案4-6 5））ことから分かるように、利水の費用便益分析は虚構である。この事実を無視するのは不当だ。
9	1 5	<p>【転用は不十分だ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな水需要に対しては用途間転用等による既存開発水量の有効活用も図られてきている。」とあるが、未配分水利権は多いの転用は十分されとは言えない。 2002 年 3 月のデータしかないが、未配分水利権は 国営ダム等 102.268m³/秒 水資源機構ダム等 43.237m³/秒 道県ダム等 22.764 m³/秒 合計 168.269m³/秒もある。
9	1 8	<p>(改築事業の増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築はやればいいのであり、フルプランも法律も不要だ。
1 0	3	<p>【水資源開発は「建設」から「管理」「更新」の時代に移行しているのが分かっているなら、法律を廃止すべきだ】</p>
1 0	6	<p>【既存施設の徹底活用は新水道ビジョンに任せろ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たなフルプランにおいては、既存施設の徹底活用を施設整備の基本戦略にする必要がある。」とあるが、そんなことは新水道ビジョンに任せればいい。
1 0	1 4	<p>(4)ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設と関係ない。地域によってダムの新築や改築の必要があったとしても、根拠法は要らない。
1 1	9	<p>【既存施設の徹底活用にフルプランは要らない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危機時だけでなく平常時における水利用への対応も通じて、既存施設の徹底活用によるハード対策と合わせて必要なソフト対策を一体的に推進する必要がある。」とのことだが、既存施設の徹底活用にフルプランがなくともできるのであり、既存施設の徹底活用のためにフルプランを策定する必

		要はない。
1 1	2 0	(1)危機時において必要な水を確保するための施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ダム建設と関係ない話であり、書く必要はない。新水道ビジョンに任せればいい。
1 3	2 5	【転用は不十分】 <ul style="list-style-type: none"> 「水資源の有効利用の観点から、これまでも農業用水、工業用水等から水道用水等へ 転用するなどの取組が行われてきた」とあるが、上記のとおり不十分だ。 例えば、栃木県では、草木ダムの利用権を足利市と佐野市で合計 0.6m³/秒保有しているが、40年間使われていない。にもかかわらず、南摩ダムが必要だとして事業が継続している。こうした事実を直視して提言すべきだ。
1 3	3 1	【ダム官僚の本音にお墨付きを与えるな】 <ul style="list-style-type: none"> 「現行フルプランのもとで進められている水資源開発施設の建設については、地域における水需給の実情に応じて、利水目的毎の事業評価等の結果を踏まえて、次期フルプランのもとで着実に推進する必要がある。」とあるが、事業評価は上記のとおり虚構であり、こうしたダム官僚の本音にお墨付きを与えるべきではない。 また、今後もダム開発を進めることは、新水道ビジョンとの整合性を欠く。旧水道ビジョンでは、今後も地域によっては水源開発施設の整備が必要との記述があったが、新水道ビジョンにはそのような記述はない。国土交通省の認識は、旧水道ビジョンのレベルに戻っていて不当だ。 新水道ビジョンは、施設規模のダウンサイジングこそ水道事業の課題だと言っていることを無視すべきでない。
1 4	1 9	【水源の種類優先順位を示せ】 <ul style="list-style-type: none"> 地下水利用に「平常時の利用」を入れたことは評価するが、水源の種類優先順位を示すべきだ。
1 5	1 2	【虚構の計算を行っている現実をどうするのか】 <ul style="list-style-type: none"> 「供給可能量については「10 箇年第 1 位相当の渇水年」に加えて「既往最大級の渇水年」についても点検する」というが、上記のとおり、国土交通省が虚構の計算を行っている現実を直視し、改善策を提示しなければ書く意味がない。

15	16	<p>【変動幅を持った予測はダム建設の新たな口実にすぎない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水の需給両面に存在する不確定要素を踏まえて水供給の安全度を総合的に点検するために、都市用水の需要予測においては、各種の変動要因によって生じる予測の変動幅を予め考慮(高位値と低位値を提示)する」というが、安全側をとれば高位値を考慮し、新たなダムが必要ということになる。分科会はダム官僚に口実を与えるべきではない。
15	26	<p>【ダム官僚に予測の基準をつくらせてはならない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要予測では、有収率と負荷率は、実績最低値を考慮して「需要量を予測することが妥当である。」というが、とんでもないことだ。 実際、東京都は、35年前の負荷率実績値を持ち出し、八ッ場ダム参画の必要性を主張したが、このような予測手法は、厚生労働省が推奨しているわけでもなければ、水道施設設計指針にも書かれていない。 厚生労働省が示してもいない指針を国土交通省がダム利権欲しさに需要予測の基準を打ち出すことなど許されない。 直近の実績値を予測に反映させず、大昔の最低の実績値を使って予測することは、施設稼働率を低下させ、過剰投資を招くことを無視することは不当である。
16	22	<p>(水道用水の需要予測)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が検討すればいい話であり、ダム所管官庁が口を出してもまともな結論が出るはずがない。
17	3	<p>【きれいごとですませないでほしい】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「予測精度の向上に向けて推計手法を検討する必要がある。」というが、きれいごとですませないでほしい。 ダム検証を見ても、どこの利水参画者でも今後水需要が増えるという前提で事業継続の結論が出ている。例外は栃木県南地域くらいなものだ。 この現実を改善する方法が提示できないなら書く意味がない。
17	13	<p>【制度が必要ないことが明白だ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「回収率が高い輸送用機械製造業などを含む加工組立型産業では、工業出荷額と補給水量がほとんど連動しなくなっている。」とある。それが分かっているなら、フルプランも水資源開発促進法も要らない。
17	17	<p>(農業用水の需要予測)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省の音頭取りで検討すればいい話だ。

17	34	(4)改築事業の包括的な掲上 <ul style="list-style-type: none"> 改築事業はフルプランがなくてもできる。
18	24	(5)水循環政策との整合 <ul style="list-style-type: none"> 河川を横断し、健全な水循環を妨げるダムと河口堰は環境と両立しない。これまで、ダムと河口堰の整備によって、川にウナギ、アユ、サケ、サクラマス等の生物が激減した。この問題に触れずに、水循環、水環境、生態系の保全・再生などのきれいごとを書くべきでない。本気で書いたら、ダム撤去、河口堰撤去まで書くべきである。
19	1	【大規模水力発電は推奨されるべきものではない】 <ul style="list-style-type: none"> 「小水力発電を含む水力発電」を推進すべきだという見解が示されているが、大規模ダムによる水力発電は生物多様性の毀損、メタンガスの発生など環境負荷が大きく「低炭素社会の実現に向けた取組」であるとは、とても言えない。世界基準から外れた提言をすべきでない。
19	17	【ダムは危機管理対策にならず、危機管理のために水資源開発促進法を残す必要はない】 <ul style="list-style-type: none"> フルプランの対象領域を様々な危機事象へ拡大するよう求めるとのことだが、これからダムを建設しても、危機管理対策にはならない。 水融通を予め協議しておくことは危機管理対策になるかもしれないが、そのために水資源開発促進法を残す必要はない。危機管理対策なら内閣府が所管してもよい。
19	20	【ダム官僚にフェアな評価は期待できない】 <ul style="list-style-type: none"> 「リスク管理の視点を中心に据えて水需給バランスの評価方法を抜本的に転換するよう求めている」とのことだが、ダム官僚がこれまでどのような評価をしてきたかを見るべきだ。2/20 渇水時の供給可能量の計算が虚構であることは上記のとおりだ。 ダム官僚に評価させれば、水が足りない、ダムが足りないという計算しかないはずだ。 このような問題を解決するような提案を伴わずに、需給バランスの評価方法の転換を官僚に求めても官僚を喜ばせるだけで、国民の利益のための提言にならない。
19	24	【ハードとソフトの一体的対応にフルプランは要らない】 <ul style="list-style-type: none"> 「水供給の全体システムとしての機能を確保するためにハード対策とソフト対策による一体的な対応を求めている」とある。 既存施設の徹底活用とそれと合わせたソフト対策による一体的な対応は、フルプランなしでもできる。